コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　MEC COMPANY LTD.

最終更新日：2015年9月15日
メック株式会社
代表取締役社長 前田 和夫
問合せ先：IR室 TEL 06-6414-3451
証券コード：4971
http://www.mec-co.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主利益の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とした継続的な取組みにより企業価値の拡大を実現することが不可欠であると考えています。具体的には、公正で透明な経営・迅速で的確な情報開示・説明責任の徹底等の取組みを進める方針であり、コーポレートガバナンス・コードの考えに添った対応を進めてまいります。

また、経営のダイバーシティを積極的に進めていく方針に沿って、社外役員の招聘に努めております。また独立性がない場合の厳格な判断基準を制定する等のルール化を進めております。

さらに、当社グループは多様性による多くの価値獲得を目指し従前より有能な人材を登用する方針です。今後とも役員や管理職への人材登用ならびに育児休業後全員の職場復帰を実現する等の諸制度の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－１　株主総会における権利行使】

当社では、株主総会において株主が適切な判断ができるよう、必要に応じて適切な情報を当社のHP上に公開し、最新の情報を常に閲覧できるようにしております。

また、招集通知も早期発送を行っているほか、HP上に招集通知の英語版も公開しております。今後も、よりわかり易い招集通知のあり方について検討してまいります。

【補充原則１－２－２　株主総会における権利行使】

当社では、株主が総会議案について十分に検討時間が確保できるよう、決算実務の早期化体制を整える等社内の仕組みを改善して、株主総会3週間前の招集通知の早期発送に努めております。しかしながら、全ての株主より先に情報を一般に公開することは当社方針と異なることから、招集通知発送前の電子的公開については今後の課題と捉え、検討を重ねていきたいと考えております。

【補充原則１－２－４　株主総会における権利行使】

当社は英語版の招集通知をHP上に掲載しております。

議決権の電子行使については、国内外の機関投資家の比率を踏まえ、株主の利便性も考慮しながら、今後検討してまいります。

【補充原則１－２－５　株主総会における権利行使】

実質株主の要望を踏まえ、信託銀行等と協議しながら、今後検討してまいります。

【原則４－２　取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、事業戦略会議を通じて経営陣からの提案を受け、それを独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、実行の意思決定を支援するようにしております。また、独立社外委員が過半数のESG委員会を通じて、コーポレートガバナンス改革の提案やES-サステナビリティ経営の提案を受ける仕組みを構築しております。

経営陣の報酬については、月額定額報酬と単年度業績連動報酬を基本としております。中期的業績連動報酬の導入に関しては今後の検討課題と致します。

【補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬は、月額定額報酬と単年度業績連動報酬を基本としております。今後、指名報酬諮問委員会において中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の導入等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】

当社は、主に主要取引先の株式を保有しており、取引関係を維持発展させることをその目的としております。製品開発のための有用な情報交換・収集ができたり、新製品を市場に出す場での試作等においても双方の視点を活かして、より効率を高めていくことができます。これにより、当社の中長期的な実績や企業価値の向上を図ることができるものと認識しております。

一方、株主の立場として投資先企業の持続的成長を促すために、議決権行使については投資先の会社提案に対し、公正な株主として各議案を十分に検討の上判断し、決して白紙委任はしないという社内の基本方針を策定しております。また、毎年定期的に保有銘柄別にリターンとリスクを分析し、長期的な企業価値向上の観点から保有について合理性があるかどうかを検討し、合理性が薄れた株式については両者間で協議の上売却することも視野に入れております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　役員や主要株主等との取引を行う場合は、取締役会規程・取締役会付議基準にて取締役会への付議を要する事項としており、取締役会が独立した客観的な立場から適切に監視・監督を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
1. 経営理念－「独創の技術」、「信頼の品質」、「万全のサービス」や社是－「仕事を楽しむ」、社訓等、会社の目指すところは会社説明会やHPを通じて伝えております。また、経営戦略・経営計画の概要はHP上の招集通知「対処すべき課題」「会社の支配に関する基本方針」に取り組みの具体的な内容を記載しております。
2. 当社グループは、株主利益の最大化を図るためには、コーポレートガバナンスの強化を目的とした継続的な取り組みにより企業価値の拡大を実現することが不可欠であると考えております。具体的には、ESG委員会(社外委員過半数)が中心となり、公正で透明な経営・迅速で的確な情報開示・説明責任の徹底等の取り組みを進める方針であり、コーポレートガバナンス・コードの考えに添った対応を進めております。
3. 取締役（社外取締役を除く）は毎月払いの定額報酬と業績連動報酬としております。業績連動報酬は、連結経常利益に連動して業績連動報酬総額を算出し、役位に応じてウエイト配分する方針です。社外取締役と監査役の報酬は毎月払いの定額報酬のみとしております。手続きとしては、独立社外委員が過半数の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役会の協議で決定しております。
4. 取締役・監査役は、法定の適格要件を備えるほか、選任基準に合致する者から指名報酬諮問委員会の答申に基づき監査役は監査役会の同意を得て、取締役会で候補の指名決議を行います。選任基準は、1. 経営専門家としての高度な倫理性・誠実性・価値観、2. 実践的な見識と成熟した判断力、3. 強い探究心と精神的独立性、4. 経営意思決定における幅広い知識と経験、5. 株主価値極大化への意思、としております。また社外役員には、独立性要件にも合致することを選任基準としております。
5. 社外役員の選任理由については、当社HP上の招集通知「株主総会参考書類」に略歴等を含め、掲載しております。今後は、全役員の選任・指名理由についても説明する方針です。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務(1)】
　当社は、法令上の取締役会における決議事項、またこれに準じる重要性の高い事項に関しては、取締役会付議基準を定め、取締役会において判断・決定しています。
　取締役会において議論され決議された経営戦略や経営計画等の方針を、業務執行に関わる当社の経営陣に委任しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
　当社の取締役5名のうち独立社外取締役を2名選出しており、取締役のうち3分の1以上が独立社外取締役であります。当社は、独立社外取締役の有用性について認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会における議論の活性化、ならびに社外取締役からのさまざまな観点からの意見の提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、独立社外取締役がコーポレートガバナンスの充実に資すると判断しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社では、独立性がない場合の厳格な判断基準を制定しております。
　以下に該当する場合は、独立性がないと判断しております。
1. 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか、大株主である組織において、勤務経験がある。
2. 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。
3. 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
4. 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
5. 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬等の報酬を得ている実績がある。
6. 1～5の該当期間は現時点から遡り5年以内とする。
7. 1～6までに掲げる者の近親者である。
8. 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員の近親者である。
　独立社外取締役候補等の選定に当たっては、取締役会の構成や機関設計等を見直していく過程で、指名報酬諮問委員会において、必要とされる知見・経験・能力の範囲と、取締役として期待される率直・活発で建設的な検討への貢献、他の取締役との連携等を判断して、取締役会に答申しております。

【補充原則4－11－1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　当社は、会社を取り巻く環境や事業特性等を総合的に勘案し、適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう取締役会のメンバーを構成しております。また、性別や社内外等を問わず、さまざまな知識・経験を有する者によって構成しております。
　基本的な考え方としては次の通りです。
1. 会社規模からみて取締役定数を変えない。
2. 取締役会は、マネジメントボード中心の考え方を見直して監督を強化していく考え方を取り入れ、執行役員制度を充実改定する。
3. 取締役会構成上必要とされる知見・経験・能力を有した資質を備えた社外取締役を選任する。

【補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　取締役、監査役の他社等の役員兼任可能数は上場・非上場、また社外役員・社内役員の別を問わず、原則3社以内としております。兼任状況については、招集通知に開示しております。

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
　取締役および監査役に対して、ESG委員会が定期的に取締役会の実効性についてのヒアリングを実施し、取締役会において報告を行い必要に応じて改善を行っております。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役のトレーニング】
　当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は次のとおりです。
　就任時には、取締役・監査役として期待される役割および責任を中心にトレーニングプログラムを策定しております。
　就任後は、事業を取り巻く環境の変化や制度変更等の情報収集に必要な研修等を中心にトレーニングプログラムを策定しております。
　また社外役員は、当社の事業内容や業界環境への理解を一日も早く深めることができるよう、専門に関係なく、主要な会議にも出席しておりま

す。
　取締役・監査役として十分な職責を果たせるような研修に加え、当社特有のプログラム等も合わせて構成した研修を組み、内容の充実を図っております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は株主からの対話（面談）の申込みに対しては、コーポレートコミュニケーション室を新たに設置（平成27年10月1日設置予定）し、取締役会にすみやかに内容報告できる体制をとっております。当社は、すべてのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に、迅速かつ正確な情報開示が非常に重要であるとの認識のもと、会社情報の提供に全社一丸となって真摯な姿勢で行います。特に、情報開示を通じて企業価値が適正に評価されるよう、資本市場との良好な関係を築いてまいります。当社は、双方向型のコミュニケーションを柱に、すべての株主・投資家の皆様が当社の事業内容を適切に理解していただいた上で投資判断ができるよう、活発な株主とのコミュニケーションを大切にし、誠実かつ公平な情報開示を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,781,800	8.87
株式会社マエダホールディングス	1,199,000	5.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,074,400	5.35
前田 耕作	1,005,304	5.00
野村信託銀行株式会社（投信口）	802,100	3.99
前田 和夫	716,000	3.56
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	498,700	2.48
メック取引先持株会	467,500	2.32
メック従業員持株会	345,488	1.72
腰高 修	335,096	1.66

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐竹　隆幸	学者										△	
西山　豊	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐竹　隆幸	○	―――	大学院経営研究科教授として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。特に顧客価値創造経営を実現し、「社会の公器」として地域に貢献しうる企業としての責任を果たすための社内プラットフォームをより強固に確立すべく、ESの向上、CSの向上、CSRのさらなる実践に向けての社内システム確立、特にESGの推進において多

			大なる貢献を果たされております。また、当社が定める独立性がない場合の判断基準に該当していないことから、独立性を有する社外取締役であると判断しております。
西山　豊	○	―――	化学生命工学部の教授として培われた専門的な知識・経験等を主に研究開発部門において有益な提言と環境側面からの経営への貢献を果たされております。また、当社が定める独立性がない場合の判断基準に該当していないことから、独立性を有する社外取締役であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部統制室は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツと年間5回の情報・意見交換を行い、監査の実効性を高めております。また監査役と内部統制室は、計画的に国内外の全事業所・部室の業務執行について監査を実施するほか、毎月1回の会合を持ち、監査結果等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前田　勝廣	他の会社の出身者										△			
田中　明子	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田　勝廣	○	―――	経営者として培われた豊富な経験と学習に基づく専門的見地より経営の効率化、リスクの管理、コーポレートガバナンスの改革など多岐にわたり貢献されております。 また、当社が定める独立性がない場合の判断基準に該当していないことから、独立性を有する社外監査役であると判断しております。
田中　明子	○	―――	税理士としての知見、会社経営指導の経験等を活かし、税務リスクへの対応をはじめ多岐にわたり貢献されております。また、当社が定める独立性がない場合の判断基準に該当していないことから、独立性を有する社外監査役であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

1. 当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を下記のとおり定めており、現任の社外取締役および社外監査役は、同基準に該当しておらず、独立性を有しております。また、当社は社外取締役および社外監査役などの非業務執行役員の役員兼任ルールとして、3社以内とし、業務執行役員の役員兼任ルールとしては2社以内としております。また社外取締役の取締役会への出席率ならびに社外監査役の取締役会もしくは監査役会への出席率を85%以上としております。
　独立性がない場合の判断基準
　a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。
　b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。
　c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
　d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
　e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。
　f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。
　g 次のイからロまでのいずれかに掲げる者の近親者である。
　　イ aからfまでに掲げる者。
　　ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。
2. 当社では、取締役会への提言、報告を行う専門委員会として、指名報酬諮問委員会（独立社外委員過半数）、ESG委員会（独立社外委員過半数）を設置しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬
　当該事業年度の連結経常利益額と連結経常利益額の対前期増減額に基づき取締役(社外取締役を除く。)に対し、業績連動型報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する前事業年度の報酬等は、総額で160百万円（うち社外取締役6百万円）、監査役に対する報酬等は、総額で23百万円（うち社外監査役23百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の業務サポートは経営管理センターが担当しております。社外監査役の業務サポートは常勤の社外監査役を中心に相互に協力して行っております。また、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を設け、監査役からの要請があった場合、補助使用人を任命することとしております。

社外取締役は、常勤監査役と内部統制室長と原則として3ヵ月に1回の会合を持ち、監査結果等について報告を受け、意見交換することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会を毎月開催することで、経営に関わる重要事項の決定および取締役の職務執行を監督しております。また執行役員制度を設け、執行役員が業務執行に専念できる体制にするとともに、取締役会での意思決定の迅速化を図っております。取締役5名のうち、2名が独立社外取締役であり、男性4名、女性1名で構成しております。また執行役員は、社長を除き5名の執行役員（専務1名、常務2名）で構成されており、うち2名は女性であります。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査部門その他関係者からの報告聴取などにより、取締役の業務執行について監査をしております。監査役3名のうち2名が独立社外監査役であり、男性2名、女性1名で構成しております。

内部統制に関わる専門的事項について審議し、取締役会への提言、報告を行う取締役会直属の委員会として、指名報酬諮問委員会（独立社外委員過半数）、ESG委員会（独立社外委員過半数）を設けております。また、内部統制に関わる専門的事項について審議し、取締役会への提言、報告を行う専門委員会として、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告の信頼性確保委員会等を設置し、ガバナンス体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として引き続き監査役制度を採用しております。これは、会社法に基づき権限の強化が図られている監査役による監査の充実を図る一方で、取締役会の改革と執行役員制度の定着、さらには独立性を有する社外取締役の選任により、「経営意思決定・経営監督」および「業務執行」の各機能の強化と責任の明確化を図ることによって経営を強化していくことがコーポレート・ガバナンスの充実に最も有効であると判断しているためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年は、開催3週間前（2015年5月28日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して総会日時を決定しております。 本年は、2015年6月19日に開催いたしました。
その他	株主総会終了後、当社をより深く理解していただくため会社説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎のアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR 専用ページにリリース資料や説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室3名が担当しております。	
その他	日本版スチュワードシップコードの受け入れを表明している機関投資家を重視し、IR活動を行っております。 また、招集通知の英文化の実施、連結注記表、個別注記表のインターネット開示を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において、各ステークホルダーの皆様の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	法務・リスクマネジメント・CSRグループにおいて実施しております。 ESG委員会を設け、戦略的に検討しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範において、適時適切に情報を開示する旨を定めております。
その他	決算発表の迅速化に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）会社のコンプライアンス体制の基本として、グループ企業行動憲章・行動規範およびコンプライアンス規程を定める。社長を委員長とするコンプライアンス委員会、内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。

（2）適正かつ効率的な業務の遂行と内部牽制体制の整備、確立を図り、不正等を未然に防止することを目的に、内部監査部門である内部統制室を取締役会直属の組織として設置している。内部監査部門は、年間計画に従い、その結果を取締役会等に報告している。

（3）取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。

（4）法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実の社内通報体制として、社外役員の中から1名（現在は社外取締役）と社外の弁護士、内部統制室長を直接の受領者とする内部通報システムを整備している。

（5）監査役は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

（6）常勤監査役と内部統制室長は社外取締役と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構成する毎月１回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。

（2）社外取締役および監査役は、社長と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。

（3）取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する次の諸規程を定め、これらに則って業務処理を行うこと。

イ．取締役会規程
ロ．稟議規程
ハ．文書管理規程

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、次の各事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。

イ．環境リスク
ロ．法令・定款違反リスク
ハ．品質リスク
ニ．情報セキュリティ・リスク
ホ．災害リスク

（2）リスク管理の基本体制として、リスク管理規程および関連規程を整備し、法務・リスクマネジメント・CSRグループをリスク管理の統括部署として、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。

（3）事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan)を策定し、不測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（1）当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ経営理念・社是・グループ企業行動憲章・企業行動規範、関係会社管理規程、グループ内部統制・内部監査規程、グループリスク管理規程等のグループ共有規程を整備し、グループ各社は取締役会規程をはじめ関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。

（2）グループ各社の経営管理のために「関係会社管理規程」を定め、これに基づきグループ各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グループ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各事業部門がそれぞれの事業分野についてグループ各社の事業部門を統括し、連携・協働する。

（3）取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。

（4）グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査役および内部統制室に報告し、監査役および内部統制室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求めることができる。

（5）グループ監査・内部統制の充実を図るため、監査役と内部統制室はともに国内外の全事業所・部室を調査する方針である。グループ会計監査人のみならず海外子会社の調査にあたっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。

6．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役および従業員が監査役に報告すべき事項および時期について、諸規定に基づき、取締役および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。

（2）前項に拘わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。

（3）取締役会は、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役会は、会計監査人と原則として年間5回および内部統制室と原則として毎月１回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。

（2）監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する規定を設け、監査役から要請があった場合の補助使用人の任命手続を定める。

9．補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）補助使用人の評価は監査役が行うほか、その任命・解任・人事異動・賃金改定等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
（2）補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制室がその運用状況を随時モニタリングしている。当事業年度においては内部統制室が当社における情報の取扱いに一部不適切な点があることを発見し、直ちに是正措置を行うとともに、社内体制を見直し、適切な情報管理を徹底している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業行動規範において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを基本方針として掲げております。具体的には、組織的対応体制を確立し、必要であれば、警察等関係行政機関、顧問弁護士および業界団体と連携し、適切な措置を講じることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、女性の活躍を推進するため、人材登用ならびに諸制度の充実に努めた結果、下記のようになっております。
・取締役、監査役、執行役員の経営幹部計11名のうち3名（約27%）が女性。
・日本国内の従業員数（3月31日現在）172名のうち53名（約31%）が女性従業員。
・育児休業制度の充実により、過去5年の育児休業後の職場復帰率100%。

（企業統治体制の概要図）

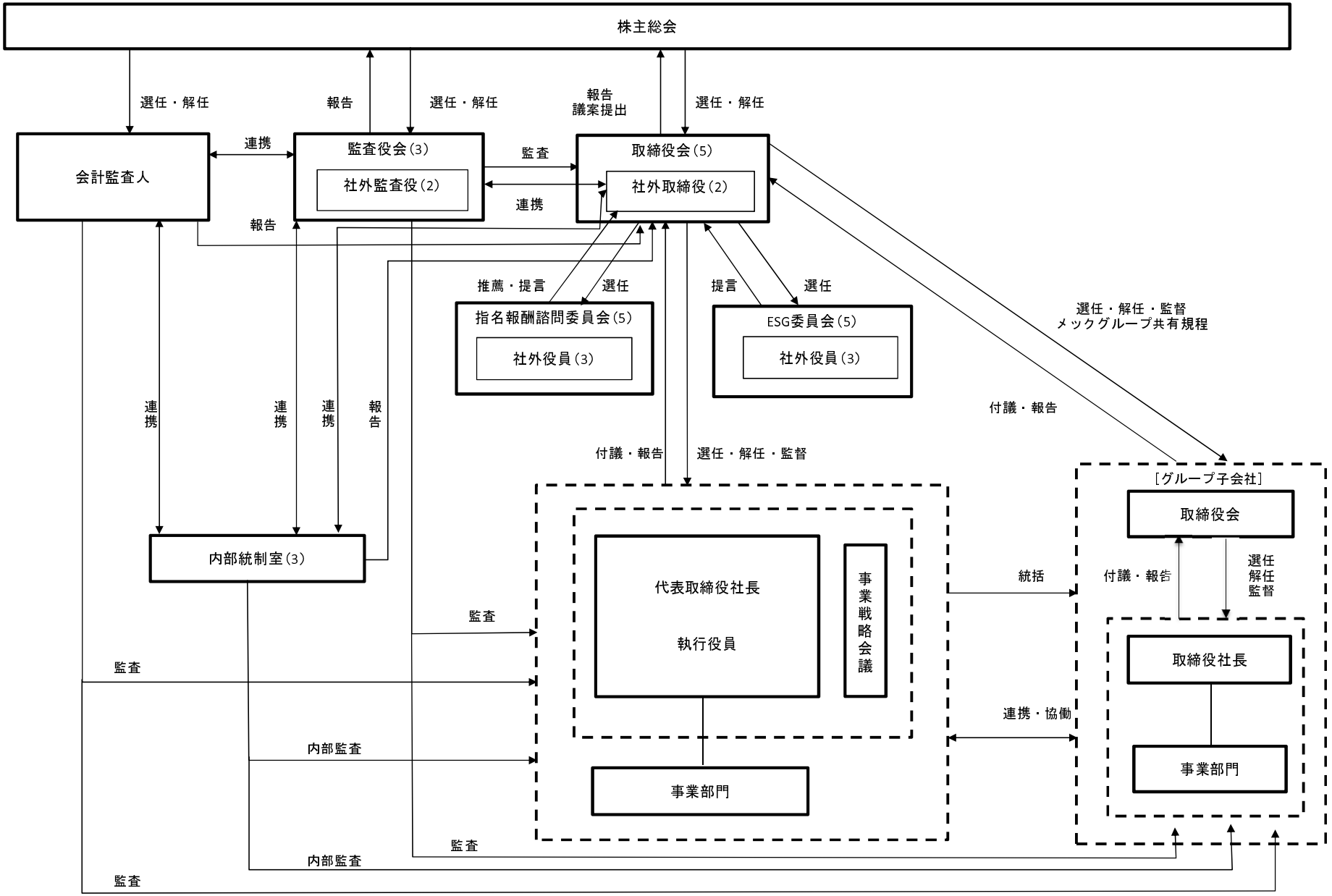
株主総会
選任・解任
報告
選任・解任
報告
議案提出
選任・解任
会計監査人
連携
監査役会(3)
社外監査役(2)
監査
連携
取締役会(5)
社外取締役(2)
報告
推薦・提言
選任
指名報酬諮問委員会(5)
社外役員(3)
提言
選任
ESG委員会(5)
社外役員(3)
選任・解任・監督
メックグループ共有規程
付議・報告
連携
連携
連携
報告
付議・報告
選任・解任・監督
内部統制室(3)
［グループ子会社］
取締役会
代表取締役社長
執行役員
事業戦略会議
統括
付議・報告
選任
解任
監督
取締役社長
事業部門
連携・協働
監査
監査
内部監査
事業部門
監査
内部監査
監査

（適時開示体制の概要図）

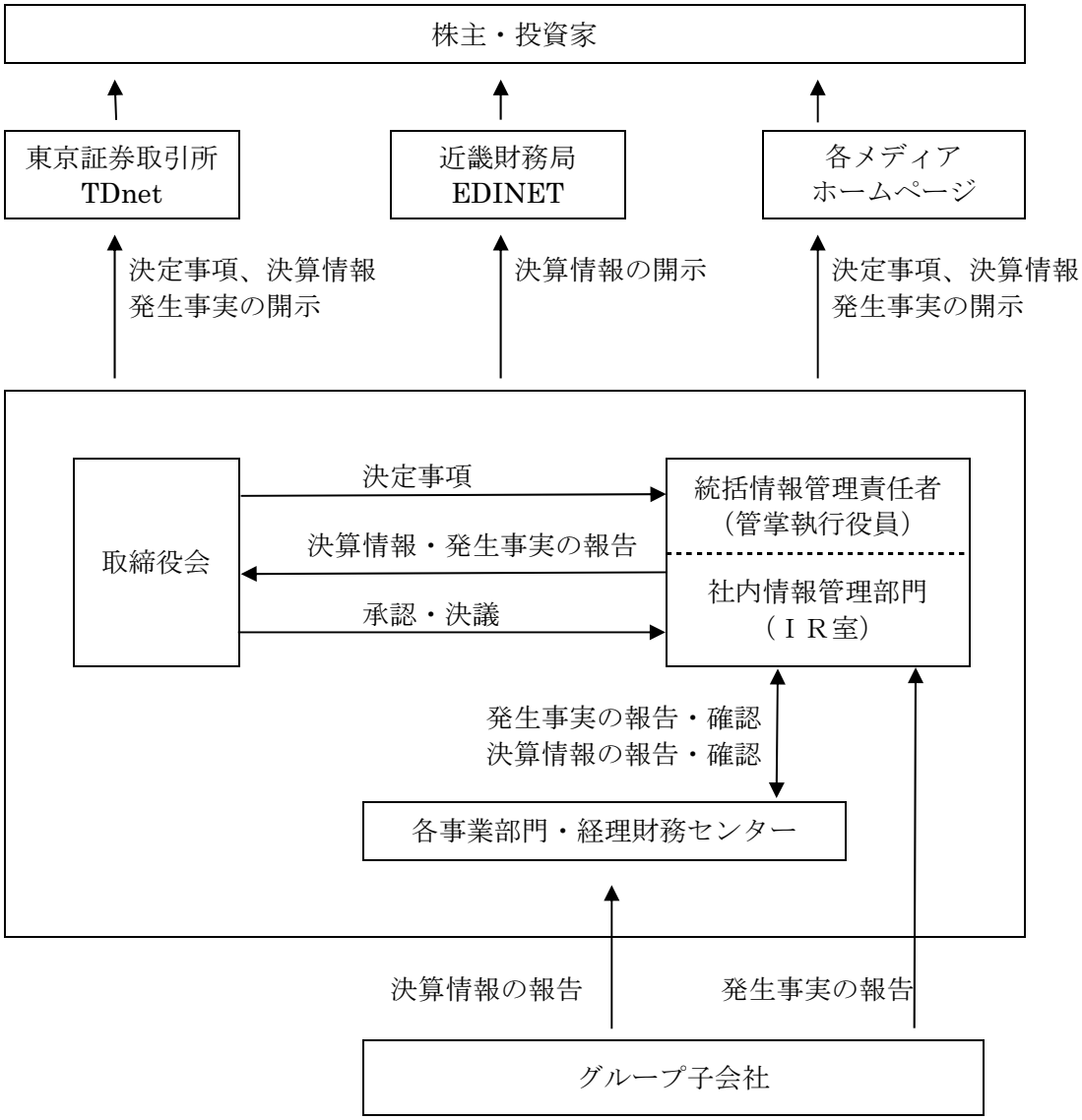
株主・投資家
東京証券取引所
TDnet
近畿財務局
EDINET
各メディア
ホームページ
決定事項、決算情報
発生事実の開示
決算情報の開示
決定事項、決算情報
発生事実の開示
取締役会
決定事項
決算情報・発生事実の報告
承認・決議
統括情報管理責任者
（管掌執行役員）
社内情報管理部門
（ＩＲ室）
発生事実の報告・確認
決算情報の報告・確認
各事業部門・経理財務センター
決算情報の報告
発生事実の報告
グループ子会社